

鳥取県留学生交流推進会議に関する申し合わせ

○推進会議の組織と運営

- (1) 会議は年1～2回の開催とし、対面のほか、遠隔（オンライン）又は書面等による開催ができるものとする。
- (2) 会費は徴収しない。
- (3) 推進会議の行う活動に係る費用は、構成団体等と協力のうえその都度検討する。
- (4) 推進会議に構成員が出席できない場合は、代理者が出席する。

○入・退会について

入・退会を希望する機関・団体等は、別紙様式により、入・退会を希望する日の2週間前までに会長に届け出を行い、県内の高等教育機関の同意を得て、会長が承認する。

なお、会議に2年間出席がない機関・団体については、意思確認のうえ、退会手続きを行う。

附 則 この申し合わせは、平成23年6月9日から施行する

附 則 この申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この申し合わせは、令和7年4月1日から施行する。